

○有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）

（定義）

第二条 この法律において「有線テレビジョン放送」とは、有線放送（公衆によって直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。以下同じ。）であつて、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送以外のものをいう。

2～4 （略）

（変更の許可等）

第七条 有線テレビジョン放送施設者は、第三条第一項の許可に係る同条第二項の申請書に記載された施設計画、使用する周波数又は有線テレビジョン放送施設を変更しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、有線テレビジョン放送施設の変更であつて、総務省令で定める軽微なものをしようとするときは、この限りでない。

2～3 （略）

（再送信）

第十三条

1 （略）

2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者（放送法第二条第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。）又は電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。）の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送（委託して行わせるもの及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。）又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。

3 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。）は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の同意（以下単に「同意」という。）につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。

4～8 （略）